

つながるひろがる子育てプロジェクト事業

こども食堂等のコミュニティ活動への運営費を補助します

子ども達と子育て家庭が地域とつながり、地域の持続可能なコミュニティづくりにも資するよう、地域の公民館等を活用したこども食堂などの活動について、子どもの居場所づくりにかかる運営費を支援します。



【実施団体】

市内において子どもの居場所づくりを目的とした取り組みを自主的に行う団体です。



市内に住んでいる18歳未満の子どもが自由に参加することができる事業を実施している団体が対象です。公民館活動も対象となります。

【補助金の対象となる条件】

子どもが気軽に立ち寄ることができる必要があります。

- ・子どもの誰もが自由に参加できること
- ・市内の公共施設等において実施すること
- ・子どもの学習支援、食事提供、社会体験を目的としていること
- ・利用料を無料又は材料費等の実費相当額をすること
- ・団体名、開催日時、活動内容、開催場所、連絡先等の情報を市のホームページ等において公表することに同意すること



新しく子どもの居場所を作っていただくのは大歓迎です。
が・・・ちょっとハードルが高い場合も。
そんな時は、今まで実施している“子どもが集まる事業”にご活用ください。
どんなものに活用できるのかお悩みの時は、ぜひご相談ください。

【補助額】 1回あたり15,000円（上限4回）

【申請手続きの流れ】

①各団体で、計画を立てます。



開催時期、開催場所、内容、経費などの予定を決めます

②蕪崎市子どもの居場所づくり応援事業実施計画認定兼補助金交付申請書を提出します。



こども子育て課の窓口申請様式を準備（市ホームページにも掲載）しております

必ず事業実施 14 日前までに申請をお願いします

窓口にて詳しい内容を確認させていただきます

③蕪崎市子どもの居場所づくり応援事業認定兼補助金交付決定通知書を代表者の方へ通知いたします。



市より通知書が届いた後に内容等の変更がある場合には、こども子育て課へご連絡ください

④事業を実施します。



実施風景の写真をご提供ください。可能な団体については、実施風景をホームページへ掲載させていただきます

⑤蕪崎市子どもの居場所づくり応援事業補助金実施報告書兼請求書を提出します。



こども子育て課の窓口申請様式を準備（市ホームページ上にも掲載）しておりますので、レシートや領収書を持って窓口に来てください

なるべく事業が終わるごとに、提出をお願いします

数回分をまとめた報告は、事業収支の計算が難しくなります

報告書には、実施内容や参加人数を記入していただきます

⑥補助金を指定口座へお支払いいたします。



お問い合わせ先

こども子育て課こども相談担当

0551-22-1118